

# ハローワーク REPORT

10月内容



ハローワークレポート

10月の有効求人倍率は1.17倍となり、前年同月比0.04ポイント下回った。  
(5か月連続で前年同月を下回った。)

新規求職申込件数は前年同月比6.6%減少し、月間有効求職者数は1.4%減少した。  
また、新規求人数は前年同月比13.3%減少し、月間有効求人数は4.6%減少した。

(注) ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。

## 【有効求人倍率の推移】

(単位:倍、ポイント)

区分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
鉄路	7年度	1.07 (▲0.03)	1.09 (0.00)	1.08 (▲0.01)	1.14 (▲0.07)	1.12 (▲0.12)	1.14 (▲0.13)	1.17 (▲0.04)					
	6年度	1.10 (▲0.01)	1.09 (0.02)	1.09 (▲0.03)	1.21 (0.01)	1.24 (0.04)	1.27 (0.09)	1.21 (▲0.04)	1.20 (▲0.10)	1.29 (▲0.11)	1.23 (▲0.04)	1.22 (▲0.05)	1.22 (▲0.04)
北海道	7年度	0.90 (▲0.01)	0.89 (0.00)	0.89 (0.01)	0.93 (0.00)	0.92 (▲0.02)	0.92 (▲0.05)	0.94 (▲0.03)					
	6年度	0.91 (▲0.06)	0.89 (▲0.06)	0.88 (▲0.09)	0.93 (▲0.07)	0.94 (▲0.07)	0.97 (▲0.04)	0.97 (▲0.05)	0.99 (▲0.05)	1.01 (▲0.03)	0.95 (▲0.05)	0.96 (▲0.04)	0.97 (▲0.02)
全国	7年度	1.08 (0.00)	1.05 (0.00)	1.05 (▲0.01)	1.09 (▲0.02)	1.09 (▲0.04)	1.10 (▲0.04)	1.10 (▲0.06)					
	6年度	1.08 (▲0.05)	1.05 (▲0.05)	1.06 (▲0.06)	1.11 (▲0.04)	1.13 (▲0.04)	1.14 (▲0.04)	1.16 (▲0.03)	1.18 (▲0.02)	1.22 (▲0.01)	1.20 (▲0.01)	1.19 (▲0.01)	1.16 (▲0.01)

(注) 1. 新規学卒を除き、パートを含む常用

2. 下段( )内は、対前年増減

## 【一般職業紹介状況】

(単位:人、%、倍、ポイント)

区分	令和7年 10月	令和6年 10月	増減比	令和7 年度累計	前年同期	増減比
A 新規求職申込件数	656	702	▲ 6.6	4,818	4,972	▲ 3.1
B 月間有効求職者数	2,732	2,770	▲ 1.4	20,305	20,154	0.7
C 新規求人数	1,093	1,261	▲ 13.3	7,787	8,216	▲ 5.2
D 月間有効求人数	3,190	3,344	▲ 4.6	22,649	23,543	▲ 3.8
E 紹介件数	472	452	4.4	3,325	3,331	▲ 0.2
F 就職件数	187	192	▲ 2.6	1,341	1,397	▲ 4.0
G 月間有効求人倍率(D/B)	1.17	1.21	▲ 0.04	1.12	1.17	▲ 0.05

(注) 新規学卒を除き、パートを含む常用

## 【新規求人数の産業別状況】

(単位:人、%)

区分	令和7年 10月	令和6年 10月	増減比	令和7 年度累計	前年同期	増減比
<b>産業計</b>	1,093	1,261	▲ 13.3	7,787	8,216	▲ 5.2
A 農・林・漁業	18	17	5.9	136	95	43.2
C 鉱業、採石業	2	2	0.0	19	20	▲ 5.0
D 建設業	148	149	▲ 0.7	1,036	1,129	▲ 8.2
E 製造業	80	116	▲ 31.0	553	647	▲ 14.5
09食料品製造業	32	61	▲ 47.5	291	390	▲ 25.4
12木材・木製品製造業	7	4	75.0	38	34	11.8
G 情報通信業	8	10	▲ 20.0	51	69	▲ 26.1
H 運輸業、郵便業	93	51	(82.4)	631	465	(35.7)
I 卸売・小売業	137	144	(▲ 4.9)	841	819	(2.7)
56~61小売業	125	119	(5.0)	736	697	(5.6)
M 宿泊業、飲食サービス業	64	79	▲ 19.0	591	623	▲ 5.1
76飲食業	40	30	33.3	331	284	16.5
P 医療・福祉	367	453	(▲ 19.0)	2,625	2,898	(▲ 9.4)
83医療業	126	139	(▲ 9.4)	1,016	1,016	(0.0)
85社会保険・社会福祉・介護事業	239	314	(▲ 23.9)	1,597	1,876	(▲ 14.9)
R サービス業(他に分類されないもの)	68	96	(▲ 29.2)	596	620	(▲ 3.9)

- (注) 1. 新規学卒を除き、パートを含む常用  
 2. 令和6年4月以降については令和5年7月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分、令和6年3月以前については平成25年10月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分。  
 3. 対前年同月比については、産業分類改定による影響のある産業について()で示している。

## 【新規求職者の年齢別等状況】

(単位:人、%)

区分	令和7年 10月	令和6年 10月	増減比	令和7 年度累計	前年同期	増減比
新規求職申込件数	656	702	▲ 6.6	4,818	4,972	▲ 3.1
44歳以下	255	276	▲ 7.6	1,944	2,020	▲ 3.8
29歳以下	111	114	▲ 2.6	840	845	▲ 0.6
45歳以上	401	426	▲ 5.9	2,874	2,952	▲ 2.6
55歳以上	267	271	▲ 1.5	1,923	1,910	0.7
新規求職者のうち離職者	435	451	▲ 3.5	3,155	3,165	▲ 0.3
事業主都合離職者	86	119	▲ 27.7	703	861	▲ 18.4

- (注) 新規学卒を除き、パートを含む常用

## 【雇用保険取扱状況】

(単位:人、千円、%)

区分	令和7年 10月	令和6年 10月	増減比	令和7 年度累計	前年同期	増減比		
適用事業所数	4,286	4,329	▲ 1.0	-	-	-		
資格取得者数(全数)	709	599	18.4	6,976	7,502	▲ 7.0		
一般被保険者	616	517	19.1	5,271	5,618	▲ 6.2		
高年齢被保険者	65	38	71.1	498	503	▲ 1.0		
短期特例被保険者	28	44	▲ 36.4	1,207	1,381	▲ 12.6		
資格喪失者数(全数)	842	910	▲ 7.5	6,092	6,455	▲ 5.6		
一般被保険者	663	736	▲ 9.9	4,949	5,280	▲ 6.3		
うち事業主都合	46	64	▲ 28.1	296	352	▲ 15.9		
高年齢被保険者	143	131	9.2	927	926	0.1		
短期特例被保険者	36	43	▲ 16.3	216	249	▲ 13.3		
被保険者数(全数)	54,481	55,200	▲ 1.3	-	-	-		
一般被保険者	46,586	47,345	▲ 1.6	-	-	-		
高年齢被保険者	6,741	6,556	2.8	-	-	-		
短期特例被保険者	1,154	1,299	▲ 11.2	-	-	-		
求職者給付	受給資格決定件数	187	239	▲ 21.8	1,530	1,655	▲ 7.6	
	基本手当 (基本分)	受給者実人員	872	853	2.2	6,229	5,952	4.7
	支給金額	119,040	116,842	1.9	765,203	728,449	5.0	
	短期特例一時金受給者数	3	2	50.0	353	407	▲ 13.3	
	高年齢給付受給者数	61	71	▲ 14.1	582	590	▲ 1.4	
再就職手当	支給人員	73	64	14.1	465	443	5.0	
	支給金額	33,644	26,550	26.7	202,353	179,307	12.9	

- (注) 1 適用事業所数、被保険者数は各月末現在。 2 H29.1.1から65歳以上の方が高年齢被保険者として適用拡大。

## 【高齢者職業紹介状況】

(単位:人、%)

区分	令和7年 10月	令和6年 10月	増減比	令和7 年度累計	前年同期	増減比
新規求職申込件数	267	271	▲ 1.5	1,923	1,910	0.7
	60~64歳	80	▲ 5.9	510	548	▲ 6.9
	65歳以上	132	14.8	950	928	2.4
月間有効求職者数	1,043	1,035	0.8	7,953	7,657	3.9
	60~64歳	346	▲ 7.0	2,421	2,539	▲ 4.6
	65歳以上	377	1.9	3,203	3,130	2.3
紹介件数	166	125	32.8	1,172	1,006	16.5
	60~64歳	55	12.2	382	322	18.6
	65歳以上	58	61.1	421	360	16.9
就職件数	69	63	9.5	495	415	19.3
	60~64歳	23	9.5	168	140	20.0
	65歳以上	19	▲ 13.6	182	145	25.5

(注) 高齢者:55歳以上、パートを含む常用

## 【障害者職業紹介登録状況】

(単位:人、%)

区分	令和7年 10月	令和6年 10月	増減比	令和7 年度累計	前年同期	増減比
新規求職申込件数	30	49	▲ 38.8	341	361	▲ 5.5
紹介件数	36	29	24.1	232	205	13.2
就職件数	10	19	▲ 47.4	100	134	▲ 25.4

10月 末現在 登録者数	合 計		身体障害者	知的障害者	精神障害者	その他
	計	有効求職者	就業中の者	保留中の者		
	2,048	223	1,520	305	505	675
					52	740
					112	128
					490	9
					138	100
						19

## 【パートタイム職業紹介状況】

(単位:人、%、ポイント)

区分	令和7年 10月	令和6年 10月	増減比	令和7 年度累計	前年同期	増減比
新規求職申込件数	254	274	▲ 7.3	1,893	2,020	▲ 6.3
月間有効求職者数	1,084	1,127	▲ 3.8	8,424	8,234	2.3
新規求人件数	355	377	▲ 5.8	2,306	2,512	▲ 8.2
月間有効求人件数	939	1,016	▲ 7.6	6,467	7,088	▲ 8.8
紹介件数	174	154	13.0	1,194	1,165	2.5
就職件数	71	87	▲ 18.4	528	549	▲ 3.8
月間有効求人倍率	0.87	0.90	▲ 0.03	0.77	0.86	▲ 0.09

(注) 常用的パート

## 【完全失業率の推移】

区分	6年 9月	10月	11月	12月	7年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
北海道		2. 6 ( 2. 7 )			2. 6 ( 2. 4 )			2. 5 ( 3. 0 )			3. 1 ( 2. 6 )		
全国	2. 4	2. 5	2. 5	2. 4	2. 5	2. 4	2. 5	2. 5	2. 5	2. 5	2. 3	2. 6	2. 6

1 北海道分は原数値、全国分は季節調整値。

2 ( )内は前年同期。

[資料出所:総務省統計局「労働力調査結果」]

# 道東地域の経済概況

(日銀釧路支店金融経済概況抜粋)

※日本銀行釧路支店による金融経済概況(11月28日公表分)につきましては、12月(11月内容)に掲載します。

## 雇用失業情勢

(ハローワークくしろ 業務統計 10月分)

当月の新規求職申込件数は656人で前年同月比6. 6%(46人)減少し、2か月連続で前年同月を下回った。月間有効求職者数は2, 732人で前年同月比1. 4%(38人)減少し、5か月ぶりに前年同月を下回った。

また、新規求人数は1, 093人で前年同月比13. 3%(168人)減少し、2か月ぶりに前年同月を下回った。月間有効求人数は3, 190人で前年同月比4. 6%(154人)減少し、17か月連続で前年同月を下回った。これにより、月間有効求人倍率は1. 17倍となり、5か月連続で前年同月を下回った。

新規求人数を主な産業別でみると、増加となったのは、「農林漁業」5. 9%(1人)、「運輸業、郵便業」82. 4%(42人)となった。減少となったのは、「建設業」0. 7%(1人)、「製造業」31. 0%(36人)、「情報通信業」20. 0%(2人)、「卸売業、小売業」4. 9%(7人)、「宿泊業、飲食サービス業」19. 0%(15人)、「医療、福祉」19. 0%(86人)、「サービス業」29. 2%(28人)となった。

新規求人の常用・パート別では、前年同月比でみると、常用は738人と16. 5%(146人)減少し、パートは355人と5. 8%(22人)減少した。これにより、新規求人の中でパートの占める割合は32. 5%となり、2. 6pの増加となった。

（求人者の皆さまへ）

## 民間人材サービス（職業紹介、募集情報等提供）を利用する際の留意点

～トラブルも起きています！契約内容を十分確認の上、契約してください～



### 民間人材サービスの種類

- 求人者の皆さまが、人材を採用するために利用している民間人材サービスには、「あっせんを行う「職業紹介事業」のほかにも、「求人メディア」や「人材データベース」など、募集情報等を提供する事業（募集情報等提供事業）があります。
- 例えば、ウェブ上に求人を載せたり、応募やスカウトメールの発信を、アプリ上で求人者・求職者間で直接行う機能を提供するサービスは「募集情報等提供事業」になります。

#### 【職業紹介事業】



■職業紹介事業の利用には、求職者が就く業務の年収の一定割合相当を紹介手数料として、紹介事業者に支払う形が一般的です。

#### 【募集情報等提供事業】



■募集情報等提供事業の利用には、以下のものなど、**様々な料金体系**があります。

- ・定額やクリック回数に応じて広告掲載料を支払うもの（掲載課金型）・・・上記の例1に多い
- ・システム利用料やスカウトメール送信料を定額や従量制で支払うもの・・・上記の例2に多い
- ・採用1件ごとに成功報酬を支払うもの（「**成功報酬型**」）・・・上記の例2に多い

### 料金や違約金をめぐるトラブル事例

#### 職業紹介事業における事例

- ある事業所で、紹介された求職者を不採用とした後、同一法人内の別の事業所が、そのことを知らずに当該求職者を直接採用したケースで、紹介手数料の支払いを請求された事例があります。（採用は事業所ごとに行っているが、事業者との契約は法人名で締結されているため、違約金条項に該当するかどうかが、法人単位で判断されました。）

#### 募集情報等提供事業における事例

- 成功報酬型のサービスを利用している求人者が、人材採用後、その利用する複数の事業者から成功報酬を請求されるケースが生じています。
- その際、当該採用と直接関係があるとの認識がなくても、こうした契約条項を設ける事業者から支払いを求められるケース等があります。（採用の報告を怠った等として多額の違約金請求を受けるケースも生じています。）  
(※) 募集情報等提供事業のうち、「成功報酬型」とは、事業者が提供するサービス（求人メディア、人材データベース）を通じて知り得た労働者を採用した場合に、採用後、当該事業者に一定の料金（いわゆる「成功報酬」）を支払う課金形態をとるものです。  
(※) こうした事業者の中には、その機能を通じて求人の方がリコメンド（条件に合った求職者情報の提供）を受け、または、スカウトメールを送った求職者については、例えその時には採用に至らなかった場合であっても、一定期間内に、他の事業者やハローワークを通じて、または直接、当該労働者を採用したときに、当初利用した当該事業者に成功報酬を支払うよう求める契約条項を設けているものもあります。



ひとくらし、みらいのために  
厚生労働省・都道府県労働局

Ministry of Health, Labour and Welfare

LL061126需08

## サービス利用時の留意点、契約前に確認いただきたい点

(※)職業紹介事業及び募集情報等提供事業に共通する留意事項 (※)紹介手数料も性質的には成功報酬です

- 複数の成功報酬型サービスをご利用する際には、採用する労働者について、以下のような採用の経緯を整理しておき、他の事業者から請求を受けた場合には、これを提示して、当該事業者から受けたリコメンド（条件に合った求職者情報の提供）等による情報提供は、当該採用とは直接関係がないという認識であることを、資料をもって説明できるようにしておきましょう。

- どの事業者のサービスを通じて面接に至ったのか
- 当該労働者と連絡や面接を行った日時や内容
- 採否結果の連絡方法・日時
- 事業者への成功報酬の支払日 など



- また、成功報酬型のサービスの契約に際しては、特に以下の事項に関する定めの有無および内容を、契約前に確認することが重要です。

- 労働者を採用したときの募集情報等提供事業者への報告（その期限や方法を含む。）
- 労働者との連絡方法（連絡手段に関する制限の有無など）
- 情報提供を受けた労働者を他の機関経由等で採用した場合の扱い（この場合にも料金の支払いを求める定めはあるか、その内容はどのようなものか）
- 違約金について（どのような場合に違約金が発生するか、内容・金額）
- 返戻金について（早期退職の場合に、支払った料金の一部が返金される定めはあるか、対象となる期間や返戻率）
- 契約主体（当該求人事業所のみに適用される契約なのか、法人全体に適用される契約なのか）

### 成功報酬型サービスの契約の特徴（※）

- ・労働者を採用した場合、求人者から募集情報等提供事業者への報告が求められる。
- ・面接等の日程調整や、採否結果の伝達など、労働者との連絡はすべて募集情報等提供事業者のウェブサイト上の通信機能を使って行うことが求められる。
- ・これらの契約条項に違反した場合には、違約金として、たとえば、成功報酬に相当する額や、別に定める定額を支払うことが求められる。

（※）すべての特徴があてはまるわけではありません。

## 職業安定法指針の改正

請求をめぐるトラブル等を防止し、求人者・求職者の方が、安心して民間人材サービスを利用できるようにするために、  
今般、職業安定法に基づく指針が改正されることとなりました。（令和7年4月1日施行）

- 複数の事業者から成功報酬の請求を受けること（当該採用と関係があるとの認識がない事業者からも請求を受けること等）の背景には、労働者から事業者に採用報告をすることについて、金銭等の提供（「お祝い金」等）による過度のインセンティブが付与されていることがあります。このため、募集情報等提供事業者による労働者への金銭等提供は原則禁止することとしました。

- あわせて、募集情報等提供事業者は、そのサービスの利用料金や違約金について、発生条件や内容等を、求人者に対してわかりやすく、明瞭かつ正確に記載した書面または電子メール等により、誤解が生じないようにあらかじめ明示しなければならないこととなりました。（職業紹介事業者にも同様のことが求められます。）

- なお、求人サイトの中には、一定期間は掲載無料のところ、当該期間経過後は有料での掲載に移行するものがあり、そのことが十分に明示されないまま、気がつかないうちに有料での掲載に移行し、掲載料金の請求を受けるトラブルも生じています。今回の指針改正による明示義務は、こうしたトラブルについても防止を図るものです。

指針の改正について詳しくは  
こちら→

